

# 令和6年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付 の手引き



## 〔1〕資金の目的

本資金は、介護福祉士実務者研修施設等（以下、「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し貸付を行い、佐賀県内で必要とされる福祉人材の養成・確保を目的としています。介護福祉士国家試験に合格し1年以内に介護福祉士の登録を行い、佐賀県内で介護等の業務に2年間従事した場合は返還が免除されます。

## 〔2〕募集条件

対象者	次の要件をすべて満たす方 ①申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方 ②実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家試験を受験予定の方 ③申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある方 ④他の都道府県の本資金を借入していない方 （注1）生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。 （注2）職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象となりません。 （注3）教育訓練給付制度（雇用保険法）との併用は可能です。給付金（20%～50%相当分）を差し引いた額で申請ください。なお、上記給付金等との不適切な併用が判明した場合は、本貸付の契約を解除し貸付金については一括での返還を求めます。
貸付金額	200,000円以内 （授業料、実習費、教材費、学用品、国家試験受験手数料等）
募集期間	令和6年4月1日～（※令和6年度予算に達し次第終了します）
募集人員	35名程度
利子	無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合の延滞利子は年3%を徴収）
連帯保証人	申請には連帯保証人が1名必要です。なお、連帯保証人の条件は下記のとおりです。 1 65歳未満の成年で独立の生計を営む方（返還債務を負担できる資力を持つ方） ※申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人（親、親権者等）となります。 ただし、法定代理人が非課税又は均等割のみの世帯である場合は、65歳未満の成年で独立した生計を営む方を連帯保証人として別に1名追加してください。 2 本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていない方 3 連帯保証人は、返還が生じた場合には申請者と連帯して債務を負担します。 ※勤務先又は実務者研修施設卒業後に勤務予定の法人を連帯保証人として申請することも可能です。
資金交付	貸付契約後、貸付金は一括交付となります。
返還免除条件	次の要件を満たした場合は、返還債務の全額を免除します。 ・介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、佐賀県内の福祉施設又は事業所などで介護等の業務に就き、2年間引き続きその業務に従事した場合 ※非常勤職員の場合、月毎の従事日数は15日以上を必要とします。
返還	契約解除（〔4〕参照）となった場合は、一括または月賦（12か月以内）で返還となります。

### 〔3〕申請について

申請は、下記の書類を準備し、**佐賀県社会福祉協議会**へ提出してください。

※毎月末日で取りまとめ、翌月に審査を行います。申請から決定まで2ヵ月程度を要しますのであらかじめご了承ください。

#### <申請書類>

##### ■準備する書類

- ① 介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号－実務者）
- ② 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて（別紙様式①）
- ③ 介護福祉士実務者研修受講証明書（別紙様式②）  
※ 受講されている実務者養成施設へご相談ください。
- ④ 実務経験（見込）証明書（別紙様式③）  
※ 1事業所で必要な証明（在職期間が通算3年（1,095日）以上であり、かつ、業務従事日数が540日以上）が受けられない場合は、複数事業所の証明が必要です。  
※ 同一期間内に複数の事業所に従事した場合は、「従事日数内訳証明書」（別紙様式④）の提出が別途必要です。
- ⑤ 推薦調書〔介護福祉士実務者研修受講資金〕（様式第2号－②実務者）  
※ 実務者研修施設又は所属事業所・施設の長の証明が必要となりますので、各施設等へご相談ください。
- ⑥ 住民票の抄本  
※ 申請者世帯分（謄本）、連帯保証人の本人分（抄本）  
※ 行政機関が3ヵ月以内に発行したもの
- ⑦ 所得・課税証明書  
※ 申請者世帯分（謄本）、連帯保証人の本人分（抄本）  
※ 行政機関が3ヵ月以内に発行したもの（申請時点で取得可能な最新のもの）  
※ 「所得・課税証明書」は、市町村役場によって様式が異なるため、「所得証明書」と「課税証明書」が分かれている場合があります。その場合は、両方の証明書の提出が必要となります。
- ⑧ その他の提出書類
  - ◎法人により連帯保証を行う場合の提出書類  
※法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書 原本）及び理事会等での承認を得たことが分かる書類（議事録等の写）が必要です。
  - ◎教育訓練給付制度との併用をされる場合の提出書類  
※ハローワーク発行の「教育訓練給付金及び教育訓練支援受給者資格者証」の写しを提出してください。

※ 生活保護受給世帯の方が申請される場合には、福祉事務所からの貸付に対する意見書が必要になります。

※ 必要に応じ、その他の書類の提出を求めることがありますのでご注意ください。

### 〔4〕留意事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合（契約解除）には、一括払い又月賦（12ヵ月以内）で返還しなければなりません。ご注意ください。

- ア. 実務者研修施設より退学・または停学などの処分を受け、貸付契約が解除されたとき。
- イ. 介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に、佐賀県内において介護福祉士として介護業務等に従事しなかったとき。
- ウ. 佐賀県内において介護福祉士等として介護業務等に従事する意思がなくなったとき。
- エ. 介護等業務の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により特定業務に従事できなくなったとき。
- オ. 介護福祉士として登録しなかったとき。
- カ. 貸付資金の猶予期間又は据置期間が終了したとき。
- キ. 特段の理由なく国家試験の申込み及び受験を行わなかったとき。

### 〔5〕問い合わせ・申請書類提出先

**社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 修学・求職支援課（福祉人材センター）**

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-28-3406

ホームページアドレス

<https://www.sagaken-shakyo.or.jp/>